

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和 6 年 9 月 6 日

札幌市長 秋元 克広



記

1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌市保健福祉局保険医療部保険企画課管理係 電話 011-211-2944 F A X 011-218-5182

2 入札に付する事項

- (1) 役務の名称 保険医療部カラー複合機保守管理及び消耗品等供給業務
(富士フイルム ApeosPort-VII C6673R (Model-PFS) 一式)
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。
- (3) 履行期間 令和 6 年 10 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法

月額総価で行う。入札金額は、仕様書に示した 1 か月当たりの予定印刷枚数に、モノクロ、フルカラーコピー、フルカラープリントの区分ごとの 1 枚当たりの単価（以下「単価」という。）を乗じて得た金額の合計額（月額）を記載すること。また、入札書提出の際には、入札書別紙「単価内訳書」を入札者の印で割印のうえ添付し、単価については十銭の単位（1 円未満 1 桁）まで記載してよいこととする。入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。単価内訳書の記載も同様とする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された月額総価の比較により行い、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とする。

なお、契約は単価内訳書に記載された各単価で行い、支払金額は、各契約単価に当該月の印刷枚数を乗じて得た金額の合計に、消費税及び地方消費税の相当額として 10% 相当額を加算した額とする（ただし、支払金額の算定に際し 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- (2) 令和 4 年～7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「役務（一般サービス業）」、中分類「機械・家具等保守・修理業、市有施設等小規模修繕業」又は「速記・筆耕・複写業」に登録されている者。
- (3) 業務を担当する事業所（本店・支店等）が札幌市内にあること。
- (4) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中では

いこと。

- (6) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ場所
上記1に同じ。

なお、入札説明書等は、札幌市公式ホームページからダウンロードすることができる。

- (2) 入札書の受領期限

令和6年9月17日（火）9時00分（送付による場合は必着）

- (3) 開札の日時及び場所

令和6年9月17日（火）10時00分

札幌市保健福祉局保険医療部保険企画課事務室内

- (4) 入札書の提出方法

別紙1の様式にて作成し、持参又は送付により提出すること。

5 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除

- (2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、落札金額に仕様書に示した予定印刷枚数の18か月に相当する枚数を乗じて得た金額の合計額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

- (3) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得第8項各号の一に該当する入札は無効とする。

- (4) 契約書作成の要否 要

- (5) 落札者の決定方法

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札候補者とし、落札の決定を保留のうえ、下記イの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、当該落札候補者を落札者とする。

イ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を有する者であることを審査（事後審査方式）する。

落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、入札説明書に示す書類（上記3に掲げる入札参加資格を有することを証する書類）を提出しなければならない。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

ウ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を、新たな落札候補者として、上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(6) 詳細は入札説明書による。